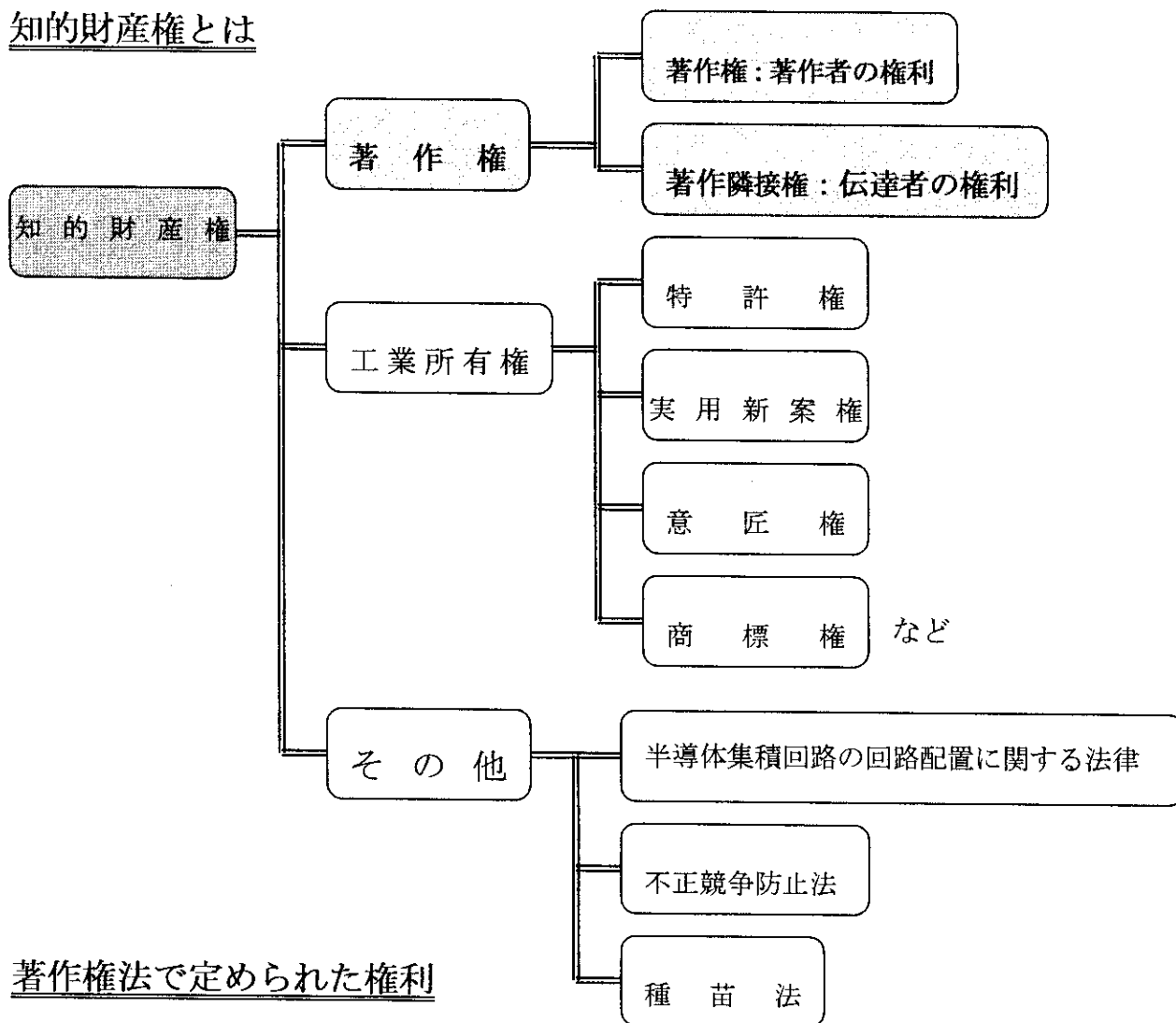
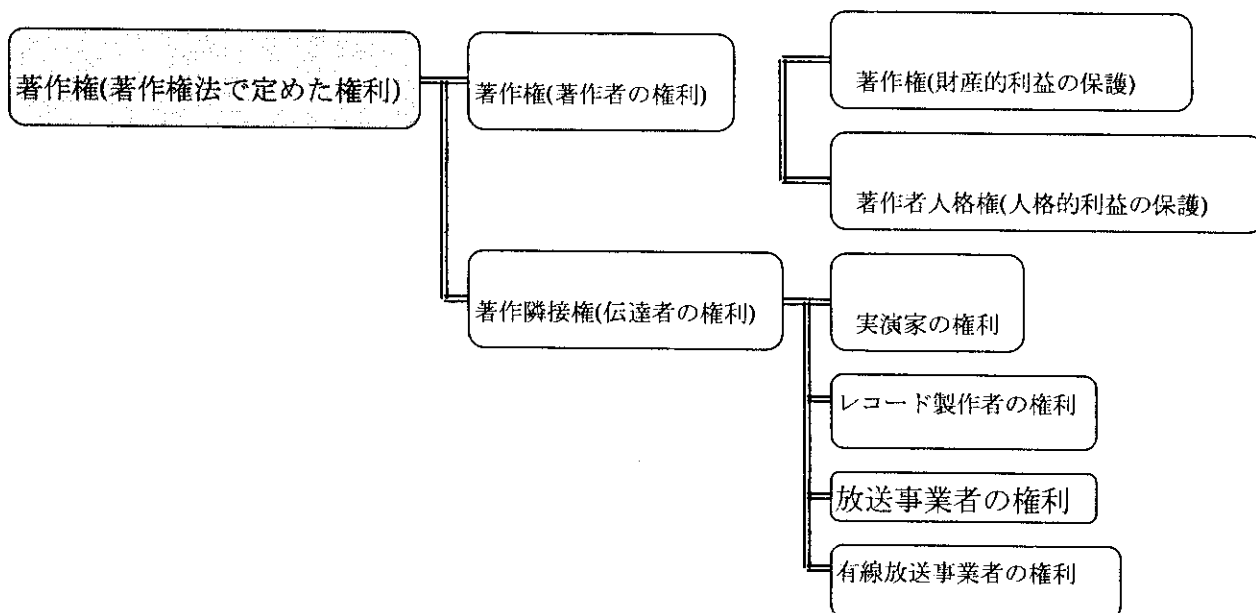


知的財産権とは



著作権法で定められた権利



著作物とは

著作物の定義（第2条第1項第1号）

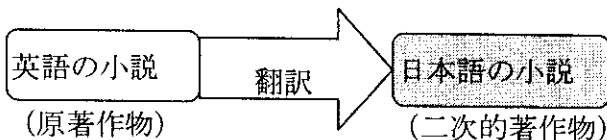
『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』

著作物の例示（第10条第1項）

- ①言語の著作物（小説、論文等）、②音楽の著作物、③舞踏又は無言劇の著作物（振付）
- ④美術の著作物（絵画、彫刻、マンガ、書等）、⑤建築の著作物⑥地図又は図形の著作物、
- ⑦映画の著作物、⑧写真の著作物、⑨プログラムの著作物、

二次的著作物（第2条第1項第11号、第11条）

既存の著作物に新たな創作行為を加えた著作物



編集著作物，データベースの著作物

百科事典、新聞、詩集など『編集著作物』やデータベースは、何をするのか、どのように配置するかに、創作性があれば、収録された個々の著作物とは別に著作物になる。英単語やワープロ用辞書ファイルのように、個々のものが著作物でない場合も同様。

著作者とは

著作者の定義（第2条第1項第2号）

『著作物を創作する者』：幼稚園児や小学生でも著作者になる。

法人が著作者となる要件（第15条）

- ①著作物を作る企画を立てたのが、法人
- ②法人の業務に従事する者が作成する。
- ③職務上作成する
- ④公表するときに法人の名義で公表される。
- ⑤契約や就業規則に職員を著作者とする定めがない。（注：プログラムの場合は④は不要）

著作者の権利の内容

無方式主義

著作者の権利は著作物を作った時点で自動的に発生する（登録などの手続は一切不要）

著作者人格権(人格を傷つけられない権利)

公表権：公表の可否を決めることのできる権利(第18条)

氏名表示権：著作者名の表示の有無や、表示の際何と表示するか決めることのできる権利(第19条)

同一性保持権：著作物の内容や題号(タイトル)を無断で変更されない権利(第20条)

注：著作者人格権は、譲渡したり相続したりできない。

著作権(財産的な利益を守るための権利)

コピーの作成に関する権利

複製権(第21条)

コピーを使わず公衆に伝えることに関する権利

上演権、演奏権(第22条) 上映権(第22条の2) 口述権(第24条)

展示権(第25条) 公衆送信権、公の伝達権(第23条)

注：〇〇権とは、著作物を〇〇することの可否を決めることのできる権利

(参考) **公衆送信**とは

『公衆によって直接受信されることを目的とした有線又は無線の送信』(第2条第1項第7号の2)』

具体的には①テレビ、ラジオなどの『放送』、②CATVなどの『有線放送』、③インターネットのHPなどアクセスに応じ自動的に送信する『自動公衆送信(インタラクティブ送信)』、④その他(電話注文等に応じた手動FAX送信など)

注：公衆送信の場合『送信可能化』(サーバーへの蓄積など自動公衆送信できる状態に置くこと)を含む

コピーを使い公衆に伝えることに関する権利

譲渡権(第26条の2)
貸与権(第26条の3) } 映画以外の著作物
頒布権(第26条)：映画の著作物のみ

二次的著作物の作成、利用に関する権利

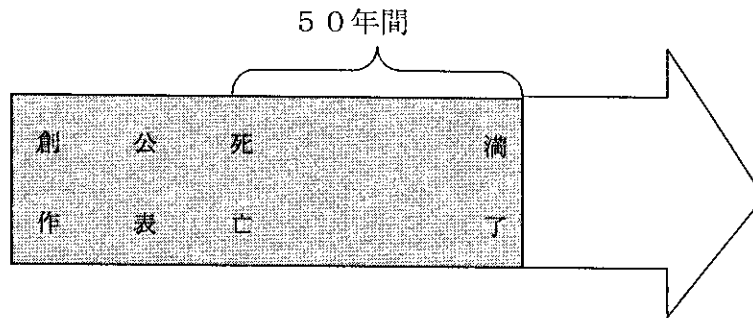
二次的著作物の作成に関する権利(翻訳権、翻案権)(第27条)

二次的著作物の利用に関する権利(第28条)

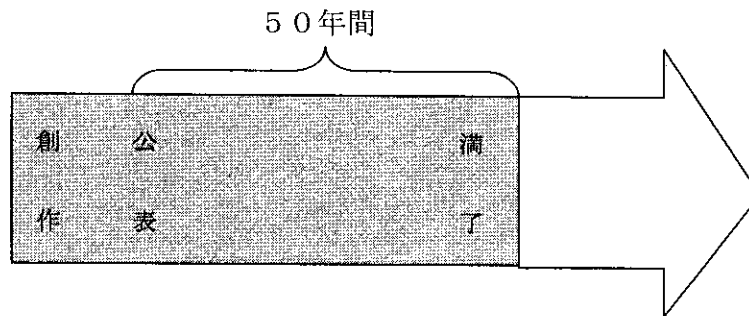
注：著作権は、全部や一部を譲渡することができる。現に著作権を持っている人を『著作権』という

著作権の保護期間

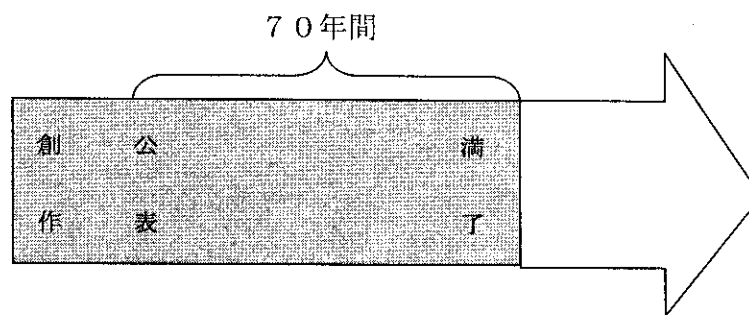
原則（著作者の死後50年）



無名・変名の著作物、団体名義の著作物（公表後50年）

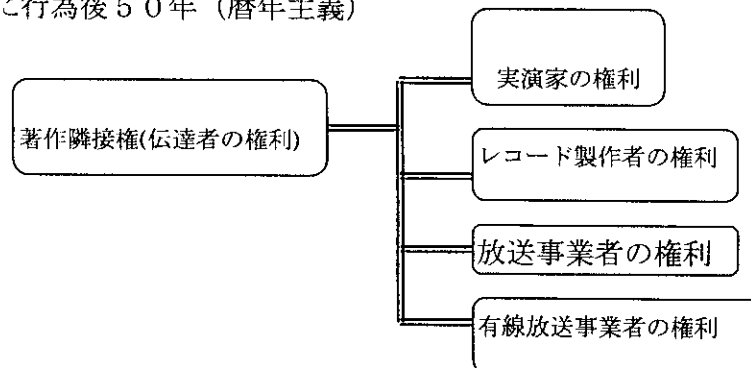


映画の著作物（公表後70年間）



著作隣接権

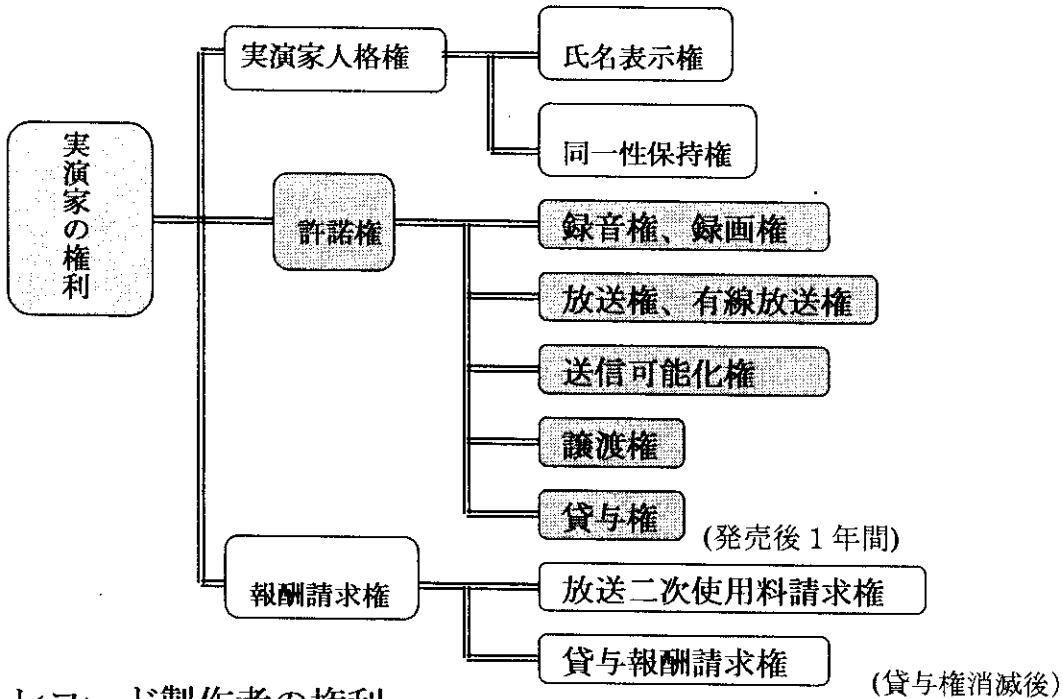
- ・ 著作物等を公衆に伝達する者に与えられている権利
- ・ 無方式主義（行為を行った時点で自動的に生じる）
- ・ 保護期間に行為後50年（暦年主義）



実演家の権利

実演 著作物等演じること (第2条第1項第3号)

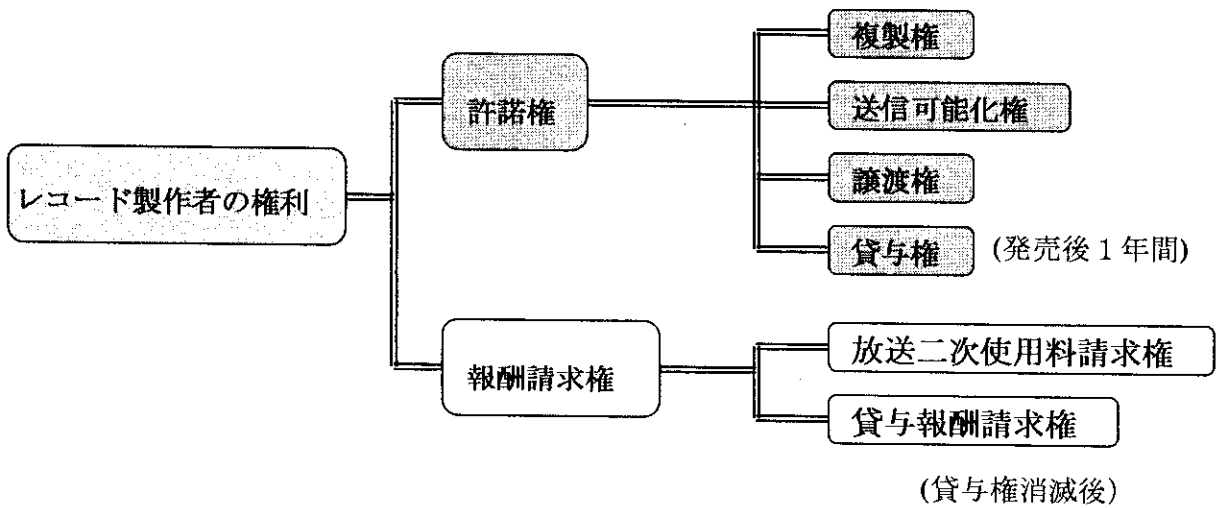
実演家 俳優, 歌手, 演奏家, 指揮者など実演を行う者 (第4号)



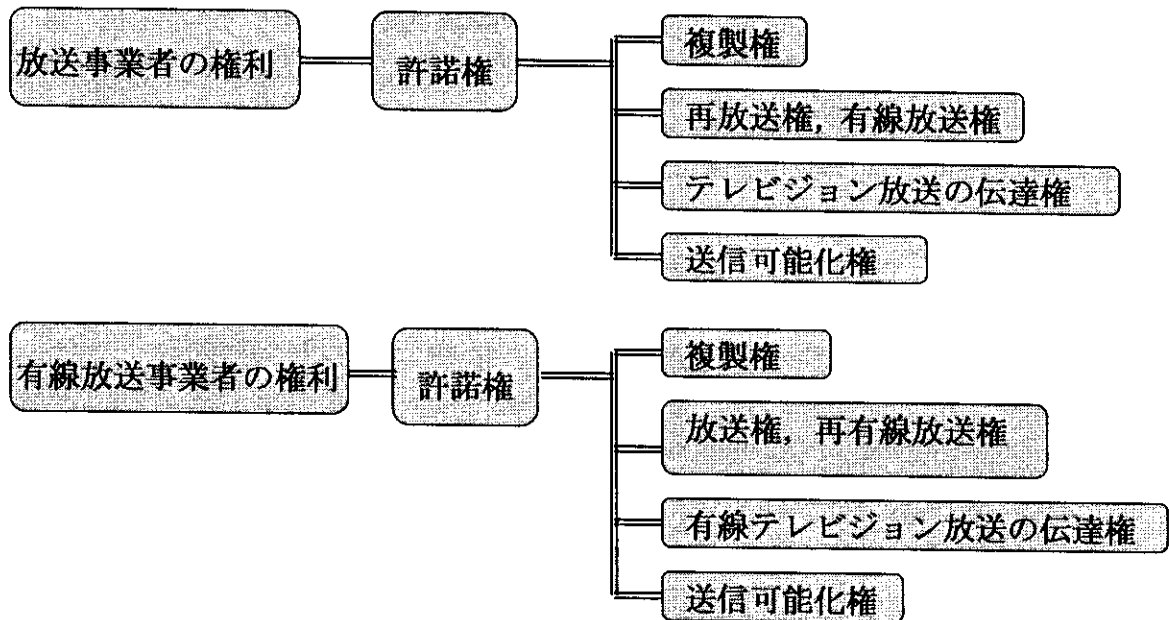
レコード製作者の権利

レコード 音を固定したもの (第2条第1項第5号)

レコード製作者 音を最初に固定した者 (第6号)



放送事業者、有線放送事業者の権利



著作物を例外的に無断で利用できる場合

著作物を利用する場合は、著作権者の了解を得ることが原則であるが、一定の例外的な場合は、無断で著作物を利用できる。主なものは次のとおり。著作隣接権も同様。

図書館などでの複製 (第31条)
学校の授業のための複製等 (第35条)
試験問題としての複製等 (第36条)
私的使用のための複製 (第30条)
非営利, 無料の上演, 演奏, 上映等 (第38条)
引用による利用 (第32条)
視覚障害者向けの複製等 (第36条)
プログラムの所有者による複製等(第37条の2)

図書館などでの複製 (第31条)

「公立図書館」などで、一定の要件を満たせば、著作物を複製（コピー）できる。

要件

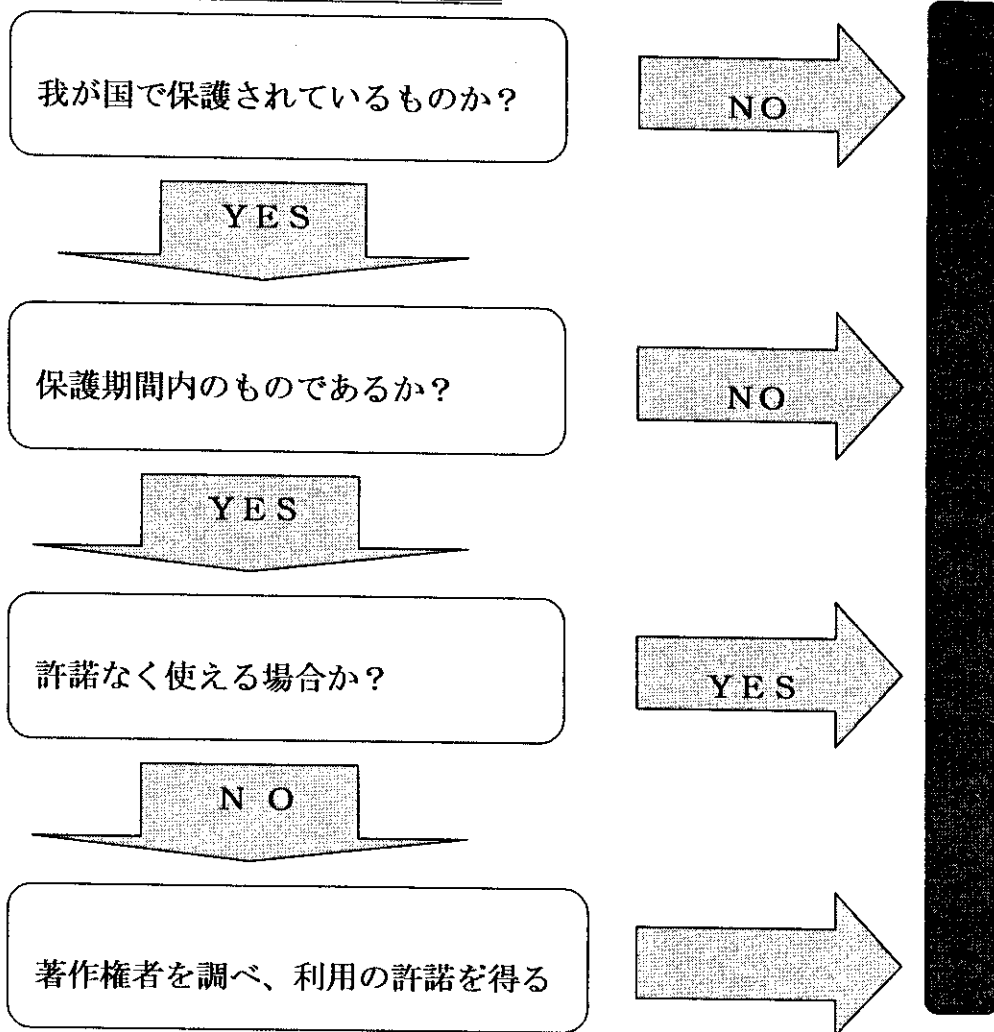
- ①政令で定める図書館等であること
- ②「営利」を目的としないコピーであること
- ③コピー行為の「主体」が図書館等であること
- ④その図書館等が所蔵している資料をコピーすること
- ⑤次のいずれかであること
 - ・調査研究を行う利用者の求めに応じて、既に公表されている著作物の一部分（既に次号が発行されている雑誌の中の著作物については、全部でもよい）一人につき一部提供する場合
 - ・図書館資料の保存のために必要がある場合
 - ・他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合

外国の著作物等の保護

外国の著作物も条約により保護されている。

保護の対象	条約名
著作物	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
	万国著作権条約
	著作権に関する世界知的所有権機関条約
著作物、実演、レコード	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
レコード	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する
実演、レコード、放送	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約
実演、レコード	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

著作物を利用する場合の手順



権利が侵害された場合の措置

民事的救済

- 差止請求
- 損害賠償請求
- 不当利得返還請求
- 名誉回復等措置請求

刑事的制裁

- 著作物等の侵害 → 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
(法人の場合1億円以下の罰金)